

2022年1月19日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案 (ED/2021/7) 「公的説明責任のない子会社：開示」に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、2021年7月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案（ED/2021/7）「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「本基準書案」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。

**範囲について**

2. 我々は、そもそも、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」で、「IASBは一般目的財務諸表について、誰が作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのかを決定する権限はない」（BC3.13項）と示しているとおり、IASBは各法域においてIFRS基準に準拠して財務諸表を誰が作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのかを決定する権限は有していないと考えている。
3. 我々は、各法域における規制当局が、各法域の法令等に基づいて作成する財務諸表にIFRS基準を適用することを要求又は容認するかどうかを決定する権限を有すると考えており、そのような決定は規制当局がその法域固有の事情を考慮して行うものであると考えている。
4. したがって、我々は本基準書案についても、IASBは誰が適用しなければならないか、誰が適用すべきか、誰が適用できるのかを決定すべきではないと考えている（IFRS for SMEs基準についても、IASBは誰が適用しなければならないか、誰が適用すべきか、誰が適用できるのかを決定すべきではないと考えている）。IASBが本基準書案の範囲を定めないことにより、ある法域の規制当局が意図する適用範囲がIASBの考える適用範囲と異なる場合にも、その法域のニーズに応じて柔軟に対応することができるようになると考えられる。
5. また、我々の法域では、法令で定められた会計基準（プライマリーGAAP）に基づく法定の財務諸表に加えて、企業が自発的に異なる会計基準（セカンダリーGAAP）に

基づき財務諸表を作成することがかなり一般的にある。公的説明責任を有する子会社や関連会社が、自発的に、本基準書案に従って開示要求が削減された財務諸表を作成する場合、本基準書案の開示要求に従っているにも関わらず、適用範囲の適格要件を満たさないために、そのような財務諸表は IFRS 基準に準拠しないことになる。我々は、本基準書案を適用して開示が作成された旨が明確になっている限りにおいて、どのような種類の企業が自発的に作成した情報であっても、その情報は IFRS 基準に準拠したものとして扱われるべきであると考えており、そのためにも IASB が本基準書案において適用範囲を定めるべきでないと考える。

6. 財務諸表に対する監査又は保証の観点からも、IASB が本基準書案の適用範囲を定めないことで、監査人は、本基準書案を、企業が財務諸表の作成において遵守した財務報告フレームワークとして扱うことができる。したがって、どのような種類の企業であっても、本基準書案に準拠して作成された財務諸表は、監査又は保証の対象となりうる。
7. なお、我々が提案するように、IASB が本基準書案の適用範囲を定めないこととする場合であっても、各法域の規制当局が本基準書案を利用するための出発点として、IASB が本基準書案を開発するにあたって意図した企業の範囲を示すことは有用であると考えられる。

### **公開草案 (ED/2021/3) 「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」との関係について**

8. 現在、一般のコメントを求めるために公表されている公開草案 (ED/2021/3) 「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」では、開示目的を定め、当該開示目的を満たすために企業に判断を促すアプローチを提案している。この提案は開示要求がチェックリストとして使用されていると批判を受けているアプローチから脱却し、IFRS 基準における開示要求の開発に対する新しいアプローチを導入することを意図している。
9. 本基準書案では、開示目的を本基準書案に含めると本基準書案を適用しなかった場合と同じ開示を提供することが企業に強制される結果となる可能性があるため、本基準書案の開示要求には開示目的を含めないことを提案している。しかし、本基準書案の提案と、開示目的に対する判断の行使に焦点を当てた新しいアプローチは、両立しないように見受けられる。「開示に関する取組み－的を絞った基準レベルでの開示のレビュー」プロジェクトにおいて、IFRS 基準が修正されることとなった場合、IFRS for SMEs 基準が IFRS 基準と整合するように修正されるのかどうかは焦

点になると考えられるが、これらの考え方を IASB がどのように両立させる予定であるのか（あるいは両立させない予定であるのか）について明確化すべきであると考ええる。

## 開示要求の開発アプローチの一貫的な適用

10. 我々は、本基準書案のように開発アプローチを定め、それに基づいて会計基準を開発する場合、例外事項は設けないことが望ましいと考えている。このことは、本基準書案の理解可能性を高めるだけでなく、将来の会計基準の開発の予見可能性を高めることにもなる。また、例外事項が存在することは、原則が正しく説明できていないことを示唆している可能性がある。

11. この点について、以下の点で開発アプローチが一貫的に適用されていないと考える。

(1) IFRS 基準における新規又は修正された開示要求

- ① IFRS 基準において最近の改善がなされた開示要求
- ② 本基準書案の維持管理

(2) 開発過程の明確化

### (IFRS 基準における新規又は修正された開示要求)

#### IFRS 基準において最近の改善がなされた開示要求

12. 本基準書案では、IFRS 基準における認識及び測定の実務事項が IFRS for SMEs 基準と同じである場合において、IFRS for SMEs 基準が最後に更新された後に IFRS 基準の開示要求に対して加えられた改善については、本基準書案には追加しないことを提案している。その理由は、認識及び測定の実務事項の相違がない場合には IFRS for SMEs 基準で求められる開示要求よりも広範なものとすべきではないためであると説明している（本基準書案 BC31 項）。

13. 一方で、本基準書案では、その例外事項として、IFRS 基準における開示要求のいくつかの最近の改善を含めることを提案している（本基準書案 BC31 項、BC46 項及び BC51 項）。IASB は、このような例外対応によって、本基準書案を適用した財務諸表の利用者も改善された開示要求から便益を受けることができ、例外対応は IFRS for SMEs 基準における開示要求を開発するために使用した原則によって支持されると説明している（本基準書案 BC51 項）が、最近の改善がなされた開示要求の一部についてのみ本基準書案の開発で考慮することは、一貫的でない取扱いであると考え

る。

### **本基準書案の維持管理**

14. 本基準書案は、本基準書案の最終化以降、新規の IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正から生じた新たな開示要求又は開示要求の修正は、その公開草案の公表の際に、検討をすることを提案している（本基準書案 BC87 項及び BC91 項）。
15. 前述のとおり、現時点における時期の相違から生じた開示要求については、本基準書案に追加しない（本基準書案 BC31 項）ことと、今後の IFRS 基準書の新たな開示要求又は開示要求の修正はその都度、検討する（つまり、IFRS for SMEs 基準の更新を待たずに検討する）ことは、一貫的でない取扱いであると考ええる。

### **IFRS 基準における新規又は修正された開示要求に関する一貫的なアプローチの適用**

16. 我々は、次の理由から、時期の相違から生じるすべての開示要求を本基準書案の対象に含め、IFRS for SMEs 基準の開示要求を開発するために使用した原則を適用して、開示要求の手直しを行うことを原則とすべきであると考ええる。
  - (1) IFRS for SMEs 基準と異なり、本基準書案は独立した基準でなく、IFRS 基準の一部を構成している。したがって、本基準書案と IFRS 基準との整合性は図られるべきであり、そのためには、本基準書案の開発対象に時期の相違から生じるすべての開示要求を取り入れるべきである。
  - (2) 本基準書案に時期の相違から生じる開示要求を含めない場合、IFRS for SMEs 基準の更新が行われるまで、財務諸表利用者は IFRS 基準の改善による便益を受けることができない。
17. また、本基準書案の最終化後の維持管理については、IFRS for SMEs 基準の更新時でなく、本基準書案の提案のとおり、新規又は修正された IFRS 基準書の公開草案の公表時に本基準書案の修正を検討すべきであると考ええる。

### **(開発過程の明確化)**

18. 我々は、本基準書案で提案されている個々の開示要求が、どのように開発アプローチを適用した結果として要求ないし削減されているのか、必ずしも明確ではないと考えている。
19. 特に、以下の点について、開発過程が明確でないと考える。
  - (1) 個々の開示要求が、IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準の認識及び測定の要求事

項に相違があるものとして検討されたのか、相違がないものとして検討されたのかが明確でない。IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準の認識及び測定の実務上の相違の程度（例えば、IAS 第 38 号「無形資産」における再評価モデルが IFRS for SMEs 基準では除外されているという相違と、IFRS for SMEs 基準では簡素化のため認識及び測定に関する一部の要求事項のみ省略されたり、言及されたりしていないという相違等）は様々である。このような認識及び測定の実務上の相違と、個々の開示要求がどのように結びついているかが明確でない。

- (2) 認識及び測定の実務上の相違がある場合に、IFRS for SMEs 基準の開示要求を当初に開発した際に使用した原則をどのように IFRS 基準の個々の開示要求に適用したのかが明確でない。特に、IFRS 基準の開示要求が削減されている場合に、その削減は、IFRS for SMEs 基準の開示要求を当初に開発した際に使用した原則を適用したことによるものなのか、又は、その他の理由（コストと便益の評価等）によるものなのか明確でない。

20. 本基準書案で示された開示要求について、それぞれがどのような開発過程を経たのか理解できるような追加的な説明や明確化が必要であると考えます。

### 結びに代えて

21. 個々の質問に係る我々のコメントについては、別紙を参照されたい。
22. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜  
企業会計基準委員会 副委員長

## 質問 1 — 目的

本基準書案の第 1 項は、本基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」の目的は、要件を満たす子会社が本基準書案における開示要求と IFRS 基準における認識、測定及び表示の要求事項を適用することを認めることであると提案している。

本基準書案の目的に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような目的を提案するか、また、その理由は何か。

1. 目的に含まれる対象範囲について質問 2 をご参照。

## 質問 2 — 範囲

本基準書案の第 6 項から第 8 項は、範囲の提案を示している。結論の根拠の BC12 項から BC22 項は、当審議会が当該提案をした理由を説明している。

範囲の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

2. 我々は、そもそも、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」で、「IASB は一般目的財務諸表について、誰が作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのかを決定する権限はない」(BC3. 13 項) と示しているとおり、IASB は各法域において IFRS 基準に準拠して財務諸表を誰が作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのかを決定する権限は有していないと考えている。
3. 我々は、各法域における規制当局が、各法域の法令等に基づいて作成する財務諸表に IFRS 基準を適用することを要求又は容認するかどうかを決定する権限を有すると考えており、そのような決定は規制当局がその法域固有の事情を考慮して行うものであると考えている。
4. したがって、我々は本基準書案についても、IASB は誰が適用しなければならないか、誰が適用すべきか、誰が適用できるのかを決定すべきではないと考えている (IFRS for SMEs 基準についても、IASB は誰が適用しなければならないか、誰が適用すべきか、誰が適用できるのかを決定すべきではないと考えている。)。IASB が本基準書案の範囲を定めないことにより、ある法域の規制当局が意図する適用範囲が

IASB の考える適用範囲と異なる場合にも、その法域のニーズに応じて柔軟に対応することができるようになると考えられる。

5. また、我々の法域では、法令で定められた会計基準（プライマリーGAAP）に基づく法定の財務諸表に加えて、企業が自発的に異なる会計基準（セカンダリーGAAP）に基づき財務諸表を作成することがかなり一般的にある。公的説明責任を有する子会社や関連会社が、自発的に、本基準書案に従って開示要求が削減された財務諸表を作成する場合、本基準書案の開示要求に従っているにも関わらず、適用範囲の適格要件を満たさないために、そのような財務諸表は IFRS 基準に準拠しないことになる。我々は、本基準書案を適用して開示が作成された旨が明確になっている限りにおいて、どのような種類の企業が自発的に作成した情報であっても、その情報は IFRS 基準に準拠したものとして扱われるべきであると考えており、そのためにも IASB が基準書において適用範囲を定めるべきでないとする。
6. 財務諸表に対する監査又は保証の観点からも、IASB が本基準書案の適用範囲を定めないことで、監査人は、本基準書案を、企業が財務諸表の作成において遵守した財務報告フレームワークとして扱うことができる。したがって、どのような種類の企業であっても、本基準書案に準拠して作成された財務諸表は、監査又は保証の対象となりうる。
7. なお、我々が提案するように、IASB が本基準書案の適用範囲を定めないこととする場合であっても、各法域の規制当局が本基準書案を利用するための出発点として、IASB が本基準書案を開発するにあたって意図した企業の範囲を示すことは有用であると考えられる。

### 質問 3 — 開示要求案の開発に対するアプローチ

結論の根拠の BC23 項から BC39 項は、開示要求案の開発に対する当審議会のアプローチの理由を説明している。

このアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

### 開示要求の開発アプローチの一貫的な適用

8. 我々は、本基準書案のように開発アプローチを定め、それに基づいて会計基準を開発する場合、例外事項は設けないことが望ましいと考えている。このことは、本基準書案の理解可能性を高めるだけでなく、将来の会計基準の開発の予見可能性を

高めることにもなる。また、例外事項が存在することは、原則が正しく説明できていないことを示唆している可能性がある。

9. この点について、以下の点で開発アプローチが一貫的に適用されていないと考える。

(1) IFRS 基準における新規又は修正された開示要求

① IFRS 基準において最近の改善がなされた開示要求

② 本基準書案の維持管理

(2) 開発過程の明確化

### **(IFRS 基準における新規又は修正された開示要求)**

#### **IFRS 基準において最近の改善がなされた開示要求**

10. 本基準書案では、IFRS 基準における認識及び測定の実務事項が IFRS for SMEs 基準と同じである場合において、IFRS for SMEs 基準が最後に更新された後に IFRS 基準の開示要求に対して加えられた改善については、本基準書案には追加しないことを提案している。その理由は、認識及び測定の実務事項の相違がない場合には IFRS for SMEs 基準で求められる開示要求よりも広範なものとすべきではないためであると説明している（本基準書案 BC31 項）。

11. 一方で、本基準書案では、その例外事項として、IFRS 基準における開示要求のいくつかの最近の改善を含めることを提案している（本基準書案 BC31 項、BC46 項及び BC51 項）。IASB は、このような例外対応によって、本基準書案を適用した財務諸表の利用者も改善された開示要求から便益を受けることができ、例外対応は IFRS for SMEs 基準における開示要求を開発するために使用した原則によって支持されると説明している（本基準書案 BC51 項）が、最近の改善がなされた開示要求の一部についてのみ本基準書案の開発で考慮することは、一貫的でない取扱いであると考えられる。

#### **本基準書案の維持管理**

12. 本基準書案は、本基準書案の最終化以降、新規の IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正から生じた新たな開示要求又は開示要求の修正は、その公開草案の公表の際に、検討をすることを提案している（本基準書案 BC87 項及び BC91 項）。

13. 前述のとおり、現時点における時期の相違から生じた開示要求については、本基準書案に追加しない（本基準書案 BC31 項）ことと、今後の IFRS 基準書の新たな開示

要求又は開示要求の修正はその都度、検討する（つまり、IFRS for SMEs 基準の更新を待たずに検討する）ことは、一貫的でない取扱いであると考える。

#### IFRS 基準における新規又は修正された開示要求に関する一貫的なアプローチの適用

14. 我々は、次の理由から、時期の相違から生じるすべての開示要求を本基準書案の対象に含め、IFRS for SMEs 基準の開示要求を開発するために使用した原則を適用して、開示要求の手直しを行うことを原則とすべきであると考える。
  - (1) IFRS for SMEs 基準と異なり、本基準書案は独立した基準ではなく、IFRS 基準の一部を構成している。したがって、本基準書案と IFRS 基準との整合性は図られるべきであり、そのためには、本基準書案の開発対象に時期の相違から生じるすべての開示要求を取り入れるべきである。
  - (2) 本基準書案に時期の相違から生じる開示要求を含めない場合、IFRS for SMEs 基準の更新が行われるまで、財務諸表利用者は IFRS 基準の改善による便益を受けることができない。
15. また、本基準書案の最終化後の維持管理については、IFRS for SMEs 基準の更新時でなく、本基準書案の提案のとおり、新規又は修正された IFRS 基準書の公開草案の公表時に本基準書案の修正を検討すべきであると考える。

#### **(開発過程の明確化)**

16. 我々は、本基準書案で提案されている個々の開示要求が、どのように開発アプローチを適用した結果として要求ないし削減されているのか、必ずしも明確ではないと考えている。
17. 特に、以下の点について、開発過程が明確でないと考える。
  - (1) 個々の開示要求が、IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準の認識及び測定 of 要求事項に相違があるものとして検討されたのか、相違がないものとして検討されたのかが明確でない。IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準の認識及び測定 of 要求事項の相違の程度（例えば、IAS 第 38 号「無形資産」における再評価モデルが IFRS for SMEs 基準では除外されているという相違と、IFRS for SMEs 基準では簡素化のため認識及び測定に関する一部の要求事項のみ省略されたり、言及されたりしていないという相違等）は様々である。このような認識及び測定 of 要求事項の相違と、個々の開示要求がどのように結びついているかが明確でない。

(2) 認識及び測定の要求事項に相違がある場合に、IFRS for SMEs 基準の開示要求を当初に開発した際に使用した原則をどのように IFRS 基準の個々の開示要求に適用したのかが明確でない。特に、IFRS 基準の開示要求が削減されている場合に、その削減は、IFRS for SMEs 基準の開示要求を当初に開発した際に使用した原則を適用したことによるものなのか、又は、その他の理由（コストと便益の評価等）によるものなのかが明確でない。

18. 本基準書案で示された開示要求について、それぞれがどのような開発過程を経たのか理解できるような追加的な説明や明確化が必要であると考える。

#### 質問 4 — アプローチの例外

結論の根拠の BC40 項から BC52 項は、開示要求案の開発に対するアプローチへの例外についての当審議会の理由を説明している。例外（本基準書案の第 130 項を除く）は、以下に関するものである。

- 開示目的（BC41 項）
- 投資企業（BC42 項から BC45 項）
- 財務活動から生じた負債の変動（BC46 項）
- 鉱物資源の探査及び評価（BC47 項から BC49 項）
- 確定給付制度債務（BC50 項）
- IFRS 基準における開示要求の改善（BC51 項）
- IFRS for SMEs 基準における追加の開示要求（BC52 項）

(a) これらの例外に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの例外に反対なのか、また、その理由は何か。他の例外の提案はあるか。その場合、どのような提案があるのか、また、そうした例外を設けるべき理由は何か。

(b) 本基準書案の第 130 項は、企業が財務活動から生じた負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との調整表を開示することを提案している。提案している要求事項は、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44A 項から第 44E 項における要求事項の簡略版である。

(i) 要件を満たす子会社が本基準書案の第 130 項を適用して財務諸表において報告する情報は、親会社が連結財務諸表を作成できるようにするために親

会社に報告する情報（IAS 第 7 号の第 44A 項から第 44E 項で要求しているもの）と異なるか。その場合、どの点において異なるのか。

(ii) 回答者の経験上、IAS 第 7 号の第 44A 項から第 44E 項を満たすために、連結財務諸表は財務活動から生じた負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との調整表を通例的に含めているか。

19. 開発アプローチの例外に関する考え方については質問 2 をご参照。

#### **（開示目的）**

20. 現在、一般のコメントを求めるために公表されている公開草案（ED/2021/3）「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」では、開示目的を定め、当該開示目的を満たすために企業に判断を促すアプローチを提案している。この提案は開示要求がチェックリストとして使用されていると批判を受けているアプローチから脱却し、IFRS 基準における開示要求の開発に対する新しいアプローチを導入することを意図している。

21. 本基準書案では、開示目的を本基準書案に含めると本基準書案を適用しなかった場合と同じ開示を提供することが企業に強制される結果となる可能性があるため、本基準書案の開示要求には開示目的を含めないことを提案している。しかし、本基準書案の提案と、開示目的に対する判断の行使に焦点を当てた新しいアプローチは、両立しないように見受けられる。「開示に関する取組み—的を絞った基準レベルでの開示のレビュー」プロジェクトにおいて、IFRS 基準が修正されることとなった場合、IFRS for SMEs 基準が IFRS 基準と整合するように修正されるのかどうかは焦点になると考えられるが、これらの考え方を IASB がどのように両立させる予定であるのか（あるいは両立させない予定であるのか）について明確化すべきであると考えられる。

#### **質問 5 — 他の IFRS 基準書への移行に関する開示要求**

IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正において、当該基準書又は修正基準書への企業の移行に関して定められた開示要求は、当該基準書を適用する企業に依然として適用される。

結論の根拠の BC57 項から BC59 項は、当審議会のこの提案についての理由を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

22. 本件に対してコメントはないため、回答を差し控える。

#### 質問 6 — 保険契約に関する開示要求

本基準書案は、IFRS 第 17 号「保険契約」の開示要求を削減することを提案していない。したがって、本基準書を適用して IFRS 第 17 号を適用する企業は、IFRS 第 17 号の開示要求を適用することを要求される。

結論の根拠の BC61 項から BC64 項は、当審議会が IFRS 第 17 号の開示要求の削減を提案していない理由を説明している。

- (a) 本基準書案に IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約についての削減した開示要求を含めるべきでないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、IFRS 第 17 号の開示要求のうちどれを、本基準書を適用する企業について免除すべきか。本基準書を適用する企業について提案する開示要求を免除すべき理由を説明されたい。
- (b) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約を発行していて本基準書案を適用する要件を満たす企業を知っているか。その場合、そのような企業は回答者の法域において一般的なのかどうか、及びそれらの企業が公的説明責任がないと考えられている理由を記述されたい。

23. 本件に対してコメントはないため、回答を差し控える。

#### 質問 7 — IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係

本基準書案の第 23 項から第 30 項は、最初の IFRS 財務諸表を作成していて当該財務諸表の作成時に本基準書を適用することを選択した企業に適用される、削減された開示要求を提案している。

IFRS 基準の初度適用企業が本基準書案を適用することを選択した場合には、企業は次のようにすることになる。

- IFRS 第 1 号を適用する。ただし、本基準書案の付録 A の A1 項(a)に列挙した

IFRS 第 1 号の要求事項は除く。

- 本基準書案の第 23 項から第 30 項の開示要求を適用する。

このアプローチは、本基準書案が他の IFRS 基準書とどのように相互作用するのかについての当審議会の提案と整合的である。

しかし、IFRS 第 1 号は他の IFRS 基準書とは異なっている。IFRS 第 1 号は企業が IFRS 基準を初めて採用する時にのみ適用され、IFRS 基準の初度適用企業がその移行をどのように行うべきかを示している。

- (a) IFRS 第 1 号の開示要求を残さずに本基準書案における IFRS 第 1 号についての削減した開示要求を含めることに同意するか。

本基準書案の第 12 項から第 14 項は、本基準書案と IFRS 第 1 号との関係を示している。

- (b) 本基準書案の第 12 項から第 14 項における提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案があるか、また、その理由は何か。

24. 本件に対してコメントはないため、回答を差し控える。

#### 質問 8 — 提案している開示要求

本基準書案の第 22 項から第 213 項は、本基準書案を適用する企業に対しての開示要求案を示している。質問 4 から 7 に対する回答に加えて、

- (a) それらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの提案に反対なのか、また、その理由は何か。
- (b) 本基準書案を適用する企業に対しての開示要求の追加的な削減を提案するか。その場合、開示要求案のどれを当該基準書から除外すべきか、また、その理由は何か。
- (c) 本基準書案を適用する企業に対して追加の開示要求を提案するか。その場合、他の IFRS 基準書のどの開示要求を当該基準書に含めるべきか、また、その理由は何か。

25. 開発アプローチの例外に関する考え方については質問 2 をご参照。

## 開示目的の除外

26. 本基準書案では、開示目的は、本基準書案を適用しなかった場合と同じ開示を提供することを企業に強制する結果になる可能性があるとして、開示目的を本基準書案から除外することを提案している（本基準書案 BC41 項）。
27. しかしながら、本基準書案の開示要求に開示目的に関連するもの（本基準書案第 145 項（IAS 第 12 号「法人所得税」に関連）等）が含まれていると考えられる。

### 質問 9 — 本基準書案の構成

本基準書案の第 22 項から第 213 項は、当該基準書を適用する企業に対しての開示要求案を示している。これらの開示要求は IFRS 基準書ごとに編成されており、付録 A に列挙している他の IFRS 基準書における要求事項の代わりに適用されることになる。付録 A に列挙されていない依然として適用される開示要求は、一般的には本基準書案において関連する IFRS 基準書の見出しへの脚注によって示されている。BC68 項から BC70 項は、本基準書案の構成を説明している。

本基準書案の構成（本基準書案の開示要求で置き換えられる他の IFRS 基準書の開示要求を列挙した付録 A を含む）に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

28. 本基準書案では、付録 A において、本基準書案の開示要求によって置き換えられる各 IFRS 基準書の開示要求が示されている。しかし、各 IFRS 基準書のすべての開示要求が置き換えられるのではなく、本基準書案を選択した場合でも引き続き求められる各 IFRS 基準書の開示要求もあり、それらは関連する IFRS 基準の見出しの脚注として、依然として適用される開示に関する要求事項の項番号を列挙する形で示されている。
29. そのため、削減された開示要求を選択する作成者は、本基準書案と、引き続き適用される開示要求を含む各 IFRS 基準書の両方を参照しなければならない。本基準書案を適用する作成者の便益のためには、適用されるすべての開示要求を一箇所で提供すべきであるとする。そのための一つの方法として、置き換えられずに引き続き適用される各 IFRS 基準書の開示要求を本基準書案の本文に含めることが考えられる。

質問 10 — その他のコメント

本公開草案における提案又は本公開草案におけるその他の事項（影響分析（結論の根拠の BC92 項から BC101 項）を含む）に関して、他にコメントはあるか。

30. その他のコメントはないため、回答を差し控える。

以 上